

## 委員会提出議案第 8 号

### 電気料金値上げ等に関する意見書

現在、東京電力株式会社は、家庭や商店・事務所など低圧の電気使用者の電気料金について、本年 7 月 1 日から平均 10.28% の値上げを実施するため、電気供給約款の変更を国に申請しています。

国民所得の減少や景気の低迷が続く中での電気料金の値上げに関し、内閣府の消費者委員会においては、東京電力株式会社に対して更にコストを削減して電気料金の値上げの幅を小さくするよう求める意見もあり、また、過日、経済産業省において開催された一般の方が意見を述べるための公聴会においても、電気料金の値上げに反対する意見が多く出されました。

このような状況にあって、東京電力株式会社が申請している電気料金の値上げに対する国民の理解と協力を得るためには、政府による慎重かつ十分な対応が不可欠です。

よって、国においては、今回の電気料金の値上げ申請も含めた電力事業の在り方に関して、以下の事項について実施するよう強く求めます。

- 1 東京電力株式会社に対し、より一層の経営合理化により、電気料金の値上げ幅の圧縮に努めるよう指示すること。
- 2 電気の効率的利用を後押しするため、効率的使用のインセンティブとなる多様かつ柔軟な料金メニューを設定するよう指示すること。
- 3 電気の節電・節約手法について、具体的な例示を含めて広報し、節電・節約や代替エネルギーによる電力発電などに対する支援の拡充を図ること。
- 4 電気事業に発送電分離を含めた競争原理を導入するため、電力の全面自由化に向けた適切な制度設計や、電気使用者に対してより多くの選択肢を提供できる自由化の実現に努めること。
- 5 今後の電力需給見通しについて、国民に対し、正確かつ継続的に情報を開示すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 29 日提出

さいたま市議会市民生活委員会

委員長 稲川 晴彦